

株 主 各 位

証券コード 4397
(発送日) 2023年11月9日
(電子提供措置の開始日) 2023年11月2日

(本店所在地)
東京都中央区京橋二丁目5番18号
(本社事務所)
東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
株式会社チームスピリット
代表取締役CEO 荻島浩司

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://corp.teamspirit.com/ja-jp/ir/meeting>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、ページ内で「第27期定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「チームスピリット」又は「コード」に当社証券コード「4397」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年11月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イノカンファレンスセンター（飯野ビルディング4階）Room B
本社機能を東京都千代田区に移転しましたので、本年より株主総会の開催会場を変更することといたしました。
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
1. 第27期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事業報告

(2022年9月1日から)
(2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「すべての人を、創造する人に。」のミッションのもと、勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議など、従業員が毎日使う社内業務システムを一元化したクラウドサービス「チームスピリット（注1）」を提供しております。

当社グループが提供するサービス領域における短期的な事業環境といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大を契機にして、フルリモートワークやハイブリッドワーク等の多様な働き方への対応が求められるようになったことで、高度な「勤怠管理」への需要は継続的に高い関心を集めております。また、最近では、労働時間の正確な把握だけでなく、仕事の見える化によるチームの活性化や非対面でのマネジメントの最適化を可能にする「工数管理」への需要も高まっています。

中長期的な事業環境といたしましては、人的資本経営に対する関心の高まりを背景に、多様で生産性の高い働き方の実現や、従業員エンゲージメントの向上に注力する企業が増加することが予想されます。また、特にエンタープライズ企業（注2）では、2000年頃に一斉導入されたERP並びに、それに付随したデータのエントリー機能を担う「勤怠管理システム」や「経費精算システム」といったERPのフロントウェアシステムのリプレイス需要が高まっています。従来、エンタープライズ企業では、これらのシステムは各社独自の仕様で構築されるケースが一般的でしたが、昨今は更新投資やシステム保守費をかけることなく最先端のサービスを利用することができるSaaS（注3）への関心が高まっています。

このような事業環境の下で、当社グループは、「エンタープライズ市場開拓（注4）」を成長戦略の柱に据えて、製品開発、セールス&マーケティング、サポートの各領域に積極的な投資を行い、エンタープライズ企業を中心に幅広い企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）ニーズに応えてまいりました。最近では、「勤怠」や「工数」データといった「ワークログ（業務における活動ログ）」を収集・分析し、それらを人的資本経営に生かすソリューシ

ョンについても関心が高まってきております。

また、2023年9月1日よりサービスブランドを「TeamSpirit」から「チームスピリット」に一新し、さらにサービスラインナップについても、従来から提供している勤怠管理、工数管理、経費精算などの複数機能を統合した「パッケージプラン」に加えて、ユーザー企業のニーズに合わせて利用機能を選択できる「単機能プラン」を新設しました。エンタープライズ企業を中心に、単機能から利用を開始して段階的に機能拡張をしたいといったニーズが増加傾向にあり、ユーザー企業が自社の状況にあわせてプランを選択できるようにいたしました。

2023年8月期の経営成績は以下のとおりです。

ライセンスの受注状況に関して、エンタープライズセグメント及びミッドセグメント（注5）において、新規受注及び追加受注が堅調に推移したことで、契約ライセンス数の純増は74,670ライセンスとなり、累計の契約ライセンス数は456,716ライセンス（前連結会計年度末比19.5%増）となりました。これに伴い、ARR（注6）の純増は456百万円となり、累計では3,356百万円（同15.7%増）となりました。また、契約社数の増加は156社となり、累計で1,800社となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,809百万円（前連結会計年度末比16.8%増）となりました。売上高の内訳で見ると、ライセンス売上高は3,109百万円（同14.9%増）、プロフェッショナルサービス売上高は699百万円（同26.1%増）となりました。営業損失は本社移転に伴う有形固定資産の加速償却による減価償却費の増加や、原状回復に伴う資産除去債務費用の増加に加え、採用加速に伴う採用費、人件費の増加により219百万円（前連結会計年度は営業損失118百万円）となりました。なお、セールスを中心とした重点ポジションの採用やパイプライン増強のためのマーケティング投資等、成長投資は計画どおり進捗しております。親会社株主に帰属する当期純損失は、新規事業の共同開発目的で投資をしたスタートアップ企業との資本関係解消に伴う投資有価証券評価損の計上及び、2023年9月1日以降に発生する現本社の地代家賃について、賃貸借契約期間が終了するまでの期間に対応する地代家賃を特別損失に計上したことにより189百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失90百万円）となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一事業であるため、事業セグメント別の記載を省略しております。

(注1) チームスピリット:大企業向けの「TeamSpirit EX」及び、幅広い企業規模で利用可能な「TeamSpirit」の2つの製品で構成。

(注2) 企業規模毎の定義は以下のとおり。

名称	定義
エンタープライズ企業	従業員が1,000名以上の企業
ミッド企業	従業員が200～999名の企業
スモール企業	従業員が199名以下の企業

(注3) SaaS:Software as a Serviceの略称で、サービスとしてのソフトウェアを指す。クラウドサーバーにあるソフトウェアを、インターネットを経由して利用できるサービス。

(注4) エンタープライズ市場開拓:エンタープライズ企業におけるERPのフロントウェア（勤怠管理、工数管理、経費精算、ワークフロー等）は、手組みのスクラッチシステムやオンプレ型のパッケージシステムなどの利用が大半であり、それらのシステムをリプレイスしていく戦略。

(注5) ユーザーセグメントの定義は以下のとおり。

セグメント名称	定義
エンタープライズ	1社あたりの契約ライセンス数が1,000ライセンス以上の企業
ミッド	1社あたりの契約ライセンス数が200～999ライセンスの企業
スモール	1社あたりの契約ライセンス数が199ライセンス以下の企業

(注6) ARR:Annual Recurring Revenueの略で、集計基準日時点の「TeamSpirit」（関連製品を含む）及び「TeamSpirit EX」（関連製品を含む）のライセンス収入から得られる月間収益の合計を12倍したもの。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の額は1百万円であり
ます。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2020年8月期)	第 25 期 (2021年8月期)	第 26 期 (2022年8月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2023年8月期)
売 上 高 (百万円)	2,445	2,896	3,261	3,809
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	292	174	△126	△226
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (百万円)	255	122	△90	△189
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	15.81	7.57	△5.55	△11.57
総 資 産 (百万円)	2,810	3,171	3,364	3,516
純 資 産 (百万円)	1,445	1,577	1,534	1,392
1株当たり純資産 (円)	89.26	97.20	94.25	84.86

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2020年8月期)	第 25 期 (2021年8月期)	第 26 期 (2022年8月期)	第 27 期 (当事業年度) (2023年8月期)
売 上 高 (百万円)	2,445	2,896	3,261	3,809
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	279	160	△143	△245
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	242	109	△106	△203
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	15.03	6.75	△6.58	△12.45
総 資 産 (百万円)	2,774	3,125	3,283	3,400
純 資 産 (百万円)	1,433	1,550	1,481	1,317
1株当たり純資産 (円)	88.49	95.53	90.96	80.31

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	100,000 シンガポールドル	100.0%	アジア・太平洋地域におけるTeamSpirit EXの開発・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが提供するサービスは、ポストコロナ時代の多様な働き方への対応やDXの推進による生産性の改善といった、「働くこと」を取り巻く企業の課題意識の高まりを背景に、今後ますますの需要増加が期待されます。当社グループのさらなる成長を実現するため、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

① エンタープライズ市場の拡大

当社は、「エンタープライズ市場開拓」を成長戦略の柱に据えて、製品開発、マーケティング、営業の各領域に積極的な投資を行っております。2023年8月期においても、従業員1,000名超のエンタープライズ企業から新規受注を獲得し、エンタープライズ市場開拓は着実に前進しております。同戦略を成功させることが中長期的な企業価値・株主価値の向上に資すると考えており、費用対効果の検証を行いながら、戦略的に先行投資を増大させていく方針です。

② ミッド・スモール市場の成長再加速

ミッド・スモール市場には多くの競合が存在しており、足もとの成長率はやや鈍化傾向にあります。運用利便性を向上させるUIの改善や継続的な機能強化及び新機能のリリースに加え、インサイドセールスやWebマーケティングの強化等、ミッド・スモール市場の成長を再加速させるために各種施策を推進してまいります。また、カスタマーサクセスの継続的な強化を行い、解約率の削減にも取り組んでおります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その定着を図ることは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社グループとしては積極的な採用活動を継続するとともに、適切な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保と活用に努めてまいります。また、従業員の職位、職務に応じた適切な研修を積極的に行い、人材の教育・育成を進めてまいります。

④ 「チームスピリット」の知名度向上と契約ライセンス数の拡大

当社グループが提供する「チームスピリット」は、2023年8月末時点で契約ライセンス数456,716ライセンス、契約社数1,800社と、クラウド・IT業界で一定の知名度を構築できているものと考えておりますが、日本国内企業の従業員数と当社契約ライセンス数を比較した場合、そのシェアは約1%程度と未だ低水準であり、大きな拡大余地が残されております。一層の認知拡大のために、戦略的かつ積極的なPR・マーケティング活動、セールス活動に取り組んでまいります。

⑤ 中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出

当社グループは、中長期的なARR成長のために製品開発、マーケティング、営業の各領域に積極的な先行投資を進めており、2024年8月期は営業損失を計上する見通しとなっております。

「エンタープライズ市場開拓」を成功させることで、中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出を目指してまいります。なお、先行投資に関しては、その費用対効果を見極めながら規律を持った投資を行い、2026年8月期において営業利益率15%以上を目指していく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業区分	事業内容
SaaS事業	勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議等の社内業務システムを一元化したクラウドサービス「チームスピリット」の提供

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年8月31日現在)

① 当社

本店	東京都中央区
----	--------

(注) 2023年9月に、本社機能を東京都千代田区に移転いたしました。

② 子会社

TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	シンガポール
-------------------------------	--------

(7) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
196 (1) 名	34名増 (－)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度において従業員数が34名増加しております。これは主に事業の拡大等による採用の増加によるものであります。
3. 当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
175 (1) 名	35名増 (－)	36.3歳	2.8年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当事業年度において従業員数が35名増加しております。これは主に事業の拡大等による採用の増加によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況**（2023年8月31日現在）
該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 55,280,000株
 ② 発行済株式の総数 16,408,100株(自己株式4,615株を含む)

(注) 当事業年度において実施した譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度に伴う新株式発行により、123,500株増加しております。

- ③ 株主数 6,981名
 ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
荻島 浩司	5,240,000	31.9
Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合	1,532,800	9.3
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	866,672	5.3
株式会社SBI証券	381,410	2.3
THE BANK OF NEW YORK 133595	369,000	2.2
楽天証券株式会社	286,600	1.7
JPモルガン証券株式会社	235,135	1.4
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	216,045	1.3
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	199,600	1.2
BNP PARIBAS ARBITRAGE SNC	183,700	1.1

(注) 持株比率は自己株式(4,615株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	荻 島 浩 司	CEO
取 締 役	虎 見 英 俊	COO ミラックスセラピューティクス株式会社 取締役
取 締 役	古 市 克 典	株式会社Box Japan 代表取締役社長 株式会社寺岡製作所 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 邊 美 智 子	toBeマーケティング株式会社 監査役 note株式会社 監査等委員である取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	氏 家 優 太	青山総合法律事務所 パートナー 株式会社イングリウッド 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	桑 園 寛 之	日本ベンチャーキャピタル株式会社 取締役副社長執行 役員

- (注) 1. 取締役虎見英俊は、2022年11月25日開催の第26期定時株主総会において監査等委員である取締役を退任し、同時に取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任され同日付で就任いたしました。また、監査等委員である桑園寛之氏は、同株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
2. 取締役古市克典氏、監査等委員である取締役田邊美智子氏、氏家優太氏及び桑園寛之氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役田邊美智子氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である取締役氏家優太氏は、弁護士であり法律及び法務実務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役古市克典氏、監査等委員である取締役田邊美智子氏、氏家優太氏及び桑園寛之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（社外取締役を含む）であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、社外取締役が過半数を占める取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を客観的観点から議論し決定しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合しており、監査等委員である取締役及び社外取締役の意見が反映されたものであることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 決定方針の内容概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業績、経済情勢や他社水準等を総合的に勘案し、当社グループの企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしい報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬（金銭報酬）と業績連動報酬（金銭報酬）により構成しております。ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとします。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

c.業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等については、年次の金銭報酬とし、その算定式及び基準となる達成指標が当社事業の成長性を表すものとなるよう設計し決定しております。

d.報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）個人別の報酬の割合については、役位、職責、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定します。

e.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する方針

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬の額及び業績連動報酬の算定式並びにその基準となる達成指標は、監査等委員を含む取締役全員の協議を経て、取締役会の決議をもって決定いたします。なお、当社の取締役会の過半数は社外取締役で構成されております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の 総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	3 (1)	58 (6)	51 (6)	7 (-)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	4 (4)	20 (20)	20 (20)	- (-)
合 計 （うち社外取締役）	7 (5)	78 (27)	71 (27)	7 (-)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。また、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、定額での基本報酬及び業績連動報酬で構成しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査等委員である取締役の報酬額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬等は、定額での基本報酬のみで構成しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 虎見英俊氏については、監査等委員である取締役在任期間分は監査等委員である取締役に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）在任期間分は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に含めて記載しております。
4. 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、業績連動報酬（金銭報酬）を導入しております。業績連動報酬の支給額は、「チームスピリット」のライセンス契約からなるARRの年間純増額と、プロフェッショナルサービス売上高（総売上高からライセンス売上高を控除した売上高）の達成度に応じて算定いたします。なお、当該業績指標を選定した理由は当社事業の成長性を表す数値として適切と考えているためです。

算定式：役位別の基準額×ARR年間純増額達成率×プロフェッショナルサービス売上高達成率

基準となる達成指標	目標額	達成率の上限	実績額	達成率
ARR年間純増額	510百万円	120%	456百万円	89%
プロフェッショナルサービス売上高	625百万円	100%	699百万円	100%

5. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び業績連動報酬の算定式並びにその基準となる達成指標は、監査等委員を含む取締役全員の協議を経て、取締役会の決議をもって決定いたします。なお、当社の取締役会の過半数は社外取締役で構成されております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役の古市克典氏は、株式会社Box Japanの代表取締役社長を兼任しております。同社と当社は代理店を通じてBoxサービスに関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその割合は、当社の売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。また、同氏は、株式会社寺岡製作所の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役の田邊美智子氏は、toBeマーケティング株式会社の監査役を兼任しております。同社と当社はTeamSpiritサービスに関する取引関係がありますが、両社にとって取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。また、同氏は、note株式会社の監査等委員である取締役を兼任しております。同社と当社は同社の提供するサービスに関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその割合は、当社の販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
- ・監査等委員である取締役の氏家優太氏は、青山綜合法律事務所のパートナーと株式会社イングリウツの監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役の桑園寛之氏は、日本ベンチャーキャピタル株式会社の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 古市 克典	取締役会 (17回開催中すべてに出席)	出席した取締役会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から幅広い助言・提言を積極的に行い、取締役の業務執行を監督しております。
取締役 (監査等委員) 田邊 美智子	取締役会 (17回開催中すべてに出席) 監査等委員会 (15回開催中すべてに出席)	出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行い、必要な監査手続を通じて取締役の業務執行を監査・監督しております。
取締役 (監査等委員) 氏家 優太	取締役会 (17回開催中すべてに出席) 監査等委員会 (15回開催中すべてに出席)	出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行い、必要な監査手続を通じて取締役の業務執行を監査・監督しております。
取締役 (監査等委員) 桑園 寛之	取締役会 (取締役就任後に開催された14回すべてに出席) 監査等委員会 (取締役就任後に開催された11回すべてに出席)	出席した取締役会及び監査等委員会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行い、必要な監査手続を通じて取締役の業務執行を監査・監督しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「取締役会規則」、「執行役員会規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定められた職務権限及び職務分掌に基づいて業務を執行しております。
 - b. 「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査等委員会と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
 - c. 「コンプライアンス規程」に基づき、委員長を代表取締役とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性の確保、社会規範に反する行為の防止、全役職員の倫理意識を涵養する活動を推進しております。
 - d. 「コンプライアンス規程」に基づき、社内外の組織的又は個人的な不正行為等の相談や通報のために、社外の通報窓口又は内部監査担当につながる「ホットライン」制度を設けております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理しております。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 「リスク管理規程」に基づき、当社事業に相当程度の影響（損失）を与えるリスクを発見・特定し、主要なリスクについて対処するための体制の整備と見直しを行うものとし、
 - b. リスク情報等は、取締役会及び執行役員会等を通じて各ディビジョンリーダーより取締役及び監査等委員である取締役に対して報告を行うものとします。
 - c. 不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとします。
 - d. 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとします。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 執行役員会は月に1回、又は必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議しております。
 - b. 取締役は、代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき職務を執行しております。
 - c. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社及び当社子会社に共通する管理は、コーポレートディビジョンが統括します。
 - b. 子会社は、主管部門に定期的な報告を行い、重要事項については事前協議します。
 - c. 内部監査担当は、子会社の業務監査を行い、必要に応じて監査等委員会と連携します。

- ⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができるものとします。
 - b. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制
その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
- a. 監査等委員である取締役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の経営上重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
 - b. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査等委員である取締役に対して、業務及び業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、「ホットライン」制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員である取締役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - c. 監査等委員である取締役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役は、社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとします。
 - b. 監査等委員である取締役は、内部監査担当と連携し、情報交換を行うとともに、必要に応じて内部監査に立ち会うことができるものとします。また、会計監査業務について、会計監査人に会計監査の説明を受ける等の必要な連携を図り、実効性を確保するものとします。
 - c. 監査等委員である取締役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有するものとします。
 - d. 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した場合には、速やかに当該費用の支払いを行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は22回（会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議5回を含む）開催され、取締役及び監査等委員である取締役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役2名、社外取締役4名の6名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

② リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員である取締役に報告（4回）いたしました。

③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

④ 監査等委員である取締役の監査体制

監査等委員会を15回開催したほか、監査等委員である取締役は監査等委員会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,875,270	流 動 負 債	2,124,695
現金及び預金	2,364,904	買 掛 金	5,890
売掛金及び契約資産	42,656	未払法人税等	25,949
前 渡 金	325,985	繰 延 収 益	1,568,939
そ の 他	142,526	賞 与 引 当 金	57,066
貸 倒 引 当 金	△801	そ の 他	466,849
固 定 資 産	641,467	負 債 合 計	2,124,695
有 形 固 定 資 産	12,639	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	9,344	株 主 資 本	1,375,018
そ の 他	3,295	資 本 金	833,320
投資その他の資産	628,827	資 本 剰 余 金	823,320
繰延税金資産	462,092	利 益 剰 余 金	△281,113
そ の 他	166,735	自 己 株 式	△509
資 産 合 計	3,516,737	その他の包括利益累計額	17,022
		為 替 換 算 調 整 勘 定	17,022
		純 資 産 合 計	1,392,041
		負 債 純 資 産 合 計	3,516,737

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年9月1日から)
(2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上	上		3,809,551
売上	上		2,442,710
販売	上		1,366,841
営業	費		1,586,654
営業	業		219,813
営業	業		219,813
補	助	金	収
そ		の	入
営	業	外	他
為	替	費	用
株	式	差	損
そ		付	費
		の	他
経	常	損	失
特	別	損	失
投	資	有	価
本	社	移	証
税	金	等	調
法	人	税	、
法	人	税	等
当	期	純	損
親	会	社	株
	主	に	帰
		属	す
		る	当
			期
			純
			損
			失
			189,190
			189,190

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益 累 計 額		純 資 産 計 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自 己 株 式	株主資 本合計	為 替 換 調 整 勘 定	その他の包 括利益累計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	813,375	803,375	△91,922	△509	1,524,319	10,387	10,387	1,534,706
当連結会計年度変動額								
新 株 の 発 行	19,945	19,945			39,890			39,890
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△189,190		△189,190			△189,190
株主資本以外の項目の当連結会計 年 度 変 動 額 (純 額)						6,635	6,635	6,635
当連結会計年度変動額合計	19,945	19,945	△189,190	-	△149,300	6,635	6,635	△142,664
当連結会計年度末残高	833,320	823,320	△281,113	△509	1,375,018	17,022	17,022	1,392,041

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.

② 非連結子会社の有無 なし

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、海外子会社及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
その他	3年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

② 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 収益の計上基準

当社グループは、勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議等の社内業務システムを一元化したクラウドサービス「チームスピリット」を提供しております。

顧客との契約から生じる収益は、ライセンス売上高とプロフェッショナルサービス売上高により構成されており、プロフェッショナルサービス売上高はプレミアムサポートとスポットサポートにより構成されております。

イ. ライセンス売上高

ライセンス売上高は「チームスピリット」のライセンスを顧客に提供し、これらの役務提供をライセンスの契約期間にわたって継続的に行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって収益を認識しております。

ロ. プロフェッショナルサービス売上高

スポットサポートは顧客に対して主として利用開始から本稼働までの期間において導入支援等を行うサービスであり、プレミアムサポートは本稼働後の運用支援を行うサービスです。これらのサービスは契約期間にわたって一定の役務提供を行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、主として顧客と合意した契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産462,092千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、各連結会計年度末時点のARRとしております。ARRとは、集計基準日時点の「TeamSpirit」（関連製品を含む）及び「TeamSpirit EX」（関連製品を含む）のライセンス収入から得られる月間収益の合計を12倍したものです。将来の事業計画の策定においては、ARRの成長率について一定の仮定に基づき見積もりを行っています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である各連結会計年度末時点のARRが、経済状況や経営環境の変化の影響により当初計画を下回った場合には、課税所得の見積りの変動する可能性があります。その結果、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更

(固定資産の耐用年数と資産除去債務の計上時期の変更)

当連結会計年度において本社機能を移転したことに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を2023年9月1日の移転先オフィスの稼働開始日の前日までの期間に短縮し、将来にわたり変更しております。また、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用に係る資産除去債務については、移転先オフィスの稼働開始日の前日までに資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。

この見積りの変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ45,944千円増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 97,772千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,408,100株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 4,615株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,800株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」は現金であること、また「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

(注)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,364,904	—	—	—
売掛金	42,656	—	—	—

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (千円)
ライセンス売上高	3,109,619
プロフェッショナルサービス売上高	699,932
顧客との契約から生じる収益	3,809,551
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,809,551

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(5)会計方針に関する事項③収益の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権	17,872	42,656
契約負債	1,418,332	1,568,939

- (注) 1. 契約負債である繰延収益は、顧客から契約期間分の対価を一括で受領することによる契約負債で、契約期間にわたって売上高に振替がなされます。なお、当連結会計年度の期首時点での契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しております。また、当連結会計年度中における契約負債の増減は主にライセンス数の純増による増加額が、収益の認識による減少額を上回ったことによるものです。
2. 当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 84円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 11円57銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,758,459	流 動 負 債	2,083,271
現金及び預金	2,248,565	買掛金	5,890
売掛金及び契約資産	42,656	未払金	165,554
前渡金	325,985	未払費用	164,113
前払費用	138,461	未払法人税等	23,321
その他	3,592	繰延収益	1,568,939
貸倒引当金	△801	預り金	45,662
		賞与引当金	57,066
		その他	52,722
固 定 資 産	642,248	負 債 合 計	2,083,271
有 形 固 定 資 産	10,839	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	1,494	株 主 資 本	1,317,436
建設仮勘定	9,344	資本金	833,320
投資その他の資産	631,409	資本剰余金	823,320
関係会社株式	8,574	資本準備金	823,320
繰延税金資産	462,092	利益剰余金	△338,696
敷金及び保証金	160,742	その他利益剰余金	△338,696
		繰越利益剰余金	△338,696
		自 己 株 式	△509
資 産 合 計	3,400,707	純 資 産 合 計	1,317,436
		負 債 純 資 産 合 計	3,400,707

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,809,551
売上原価	2,499,771
売上総利益	1,309,780
販売費及び一般管理費	1,560,393
営業損失	250,613
営業外収益	
業務受託収入	9,576
その他	133
営業外費用	
為替差損	3,354
株式交付費	790
その他	61
経常損失	245,110
特別損失	
投資有価証券評価損	49,999
本社移転費用	19,252
税引前当期純損失	314,363
法人税、住民税及び事業税	33,043
法人税等調整額	△143,825
当期純損失	203,581

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	813,375	803,375	803,375	△135,115	△135,115	△509	1,481,126	1,481,126
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	19,945	19,945	19,945				39,890	39,890
当 期 純 損 失				△203,581	△203,581		△203,581	△203,581
当 期 変 動 額 合 計	19,945	19,945	19,945	△203,581	△203,581	-	△163,690	△163,690
当 期 末 残 高	833,320	823,320	823,320	△338,696	△338,696	△509	1,317,436	1,317,436

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。
- (4) 収益の計上基準
当社グループは勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議等の社内業務システムを一元化したクラウドサービス「チームスピリット」を提供しております。
顧客との契約から生じる収益は、ライセンス売上高とプロフェッショナルサービス売上高により構成されており、プロフェッショナルサービス売上高はプレミアサポートとスポットサポートにより構成されております。
 - ① ライセンス売上高
ライセンス売上高は「チームスピリット」のライセンスを顧客に提供し、これらの役務提供をライセンスの契約期間にわたって継続的に行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって収益を認識しております。

② プロフェッショナルサービス売上高

スポットサポートは顧客に対して主として利用開始から本稼働までの期間において導入支援等を行うサービスであり、プレミアムサポートは本稼働後の運用支援を行うサービスです。これらのサービスは契約期間にわたって一定の役務提供を行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、主として顧客と合意した契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から收受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産462,092千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

3. 会計上の見積りの変更

(固定資産の耐用年数と資産除去債務の計上時期の変更)

連結計算書類における会計上の見積りの変更と同様のため記載を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	92,327千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	801千円
短期金銭債務	14,378千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価

354,837千円

販売費及び一般管理費

36,311千円

営業取引以外の取引高

9,576千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

4,615株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

4,550千円

ソフトウェア

501,036千円

賞与引当金

17,473千円

その他

47,237千円

繰延税金資産小計

570,297千円

評価性引当額

△108,205千円

繰延税金資産合計

462,092千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連 結 子 会 社	TeamSpirit Singapore Pte. Ltd.	所有 直接 100.0%	管理業務受託 役員の兼任	管理業務受託 (注)	9,576	流動資産 その他	801

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務受託の取引条件は、業務内容を勘案して両社協議の上で決定しております。

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類における収益認識に関する注記と同様のため記載を省略しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 80円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 12円45銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月24日

株式会社チームスピリット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 茂幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チームスピリット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月24日

株式会社チームスピリット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本多	茂幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西口	昌宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2022年9月1日から2023年8月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月24日

株式会社チームスピリット 監査等委員会

監査等委員 田邊美智子 ㊞

監査等委員 氏家優太 ㊞

監査等委員 桑園寛之 ㊞

(注) 監査等委員田邊美智子、氏家優太及び桑園寛之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

1. 提案の理由

当社は、2023年9月より、事業成長にともなう人員拡大に対応しつつ、これまで以上に柔軟で生産性の高い働き方を実現するため、本社機能を東京都中央区から東京都千代田区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条（本店の所在地）に定められる本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関して監査等委員会は、取締役会の監督と執行の在り方及び取締役候補者の選任基準等を確認し、検討しました。その結果、各候補者の選任に係る審議・決定プロセスは適切であり、かつ、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	みち した かず よし 道 下 和 良 (1974年4月18日) 新任	1997年4月 日本オラクル株式会社 入社 2013年8月 株式会社セールスフォース・ドットコム（現株式会社セールスフォース・ジャパン） 入社 執行役員 2016年8月 同社 常務執行役員 2019年6月 WalkMe株式会社 代表取締役社長 2022年7月 LINE株式会社（現LINEヤフー株式会社） AIカンパニー カンパニーエグゼクティブ CCO 2022年10月 スプリームシステム株式会社 社外取締役(現任) 2022年12月 当社 営業顧問(現任) 2023年5月 ワークスマイルジャパン株式会社 執行役員 (現任)	－ 株
(取締役候補者とした理由) 道下和良氏は、エンタープライズ企業向けのセールスを中心とする25年以上にわたるIT業界での経験を有し、当社事業と関係の深いERP分野の経験に加え、SaaS事業においても代表取締役社長として経営の指揮を執った経験を有しております。豊富な経験と幅広い知識に加え、2022年12月より当社顧問に就任し営業面でのアドバイザーとしての実績も持ち合わせており、当社の更なる発展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	とら み ひで とし 虎 見 英 俊 (1967年5月31日) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再 任</div>	1990年 5 月 デロイトトウシュートマツ(米国) 入所 1992年 8 月 三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行 株式会社) ロスアンゼルス支店 入行 1998年 4 月 ハネウェルジャパン株式会社 入社 2009年 7 月 株式会社そーせい 執行役副社長 2012年 5 月 Sosei R&D Ltd. 取締役 2013年 5 月 そーせいコーポレートベンチャーキャピタル 株式会社 代表取締役 2015年 6 月 株式会社そーせい 代表取締役 2017年 9 月 株式会社メトセラ 社外取締役 2019年 3 月 テラ株式会社 取締役 2020年 5 月 ミラックスセラピューティクス株式会社 取 締役 (現任) 2020年11月 当社 取締役 2021年11月 当社 監査等委員である取締役 2022年11月 当社 取締役COO (現任)	一 株
(取締役候補者とした理由) 虎見英俊氏は、金融、投資、財務、経営戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社COOとして経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきました。当社の更なる発展への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	ふる いち かつ のり 古 市 克 典 (1961年5月11日) 再 任 社 外	1985年4月 日本電信電話株式会社 入社 1998年11月 Lucent Technologies Japan 入社 2000年7月 Level 3 Communications Japan 入社 2003年3月 PRTM Management Consulting(現PwC コ ンサルティング合同会社) 入社 2007年4月 同社 パートナー 2008年6月 日本ベリサイン株式会社(現デジサート・ジャ パン合同会社) 執行役員社長 2009年3月 同社 代表取締役社長 2013年8月 株式会社Box Japan 代表取締役社長(現任) 2018年11月 当社 取締役 (現任) 2021年6月 株式会社寺岡製作所 取締役 (現任)	200 株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割)</p> <p>古市克典氏は、多くの会社役員の実験を有しており、2018年に当社の取締役へ就任して以来、幅広い知見に基づく有用な助言・提案等により、当社の発展に貢献してきました。当社の更なる発展への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末（2023年8月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 古市克典氏は、社外取締役候補者であります。
4. 古市克典氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、古市克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、古市克典氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役田邊美智子氏及び氏家優太氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	た なべ み ち こ 田 邊 美 智 子 (1978年2月21日) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 再 任 社 外 </div>	2003年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2008年3月 公認会計士登録 2019年1月 有限責任監査法人トーマツ 退所 2019年2月 toBeマーケティング株式会社 監査役（現任） 2019年2月 株式会社ピーススタイル（現 株式会社ピーススタイルホールディングス） 監査役 2019年4月 株式会社フォーデジット 監査役 2019年10月 ジーホールディングス株式会社 監査役 2020年2月 株式会社ピースオブケイク（現note株式会社 監査等委員である取締役（現任） 2021年11月 当社 監査等委員である取締役（現任）	一 株
（社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割） 田邊美智子氏は、公認会計士であり会計・財務の分野における豊富な経験と専門的知見から、当社経営に対して有用な監督及び助言・提案等により当社の発展に貢献してきました。当社の更なる発展への貢献が期待できることから、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	うじ け 氏 家 ゆう た 優 太 (1983年7月24日) 再 任 社 外	2009年12月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2013年4月 グリー株式会社 出向 2014年6月 同社より帰任 2015年9月 長島・大野・常松法律事務所 退所 2015年9月 青山綜合法律事務所 入所 2017年4月 同事務所 パートナー (現任) 2019年9月 株式会社イングリウッド 監査役 (現任) 2021年11月 当社 監査等委員である取締役 (現任)	一 株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割) 氏家優太氏は、弁護士であり法律の分野における豊富な経験と専門的知見から、当社経営に対して有用な監督及び助言・提案等により当社の発展に貢献してきました。当社の更なる発展への貢献が期待できることから、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末(2023年8月31日)現在の株式数を記載しております。
3. 各候補者は、社外取締役候補者であります。当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者が再任された場合は、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。なお、各候補者は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。各候補者の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

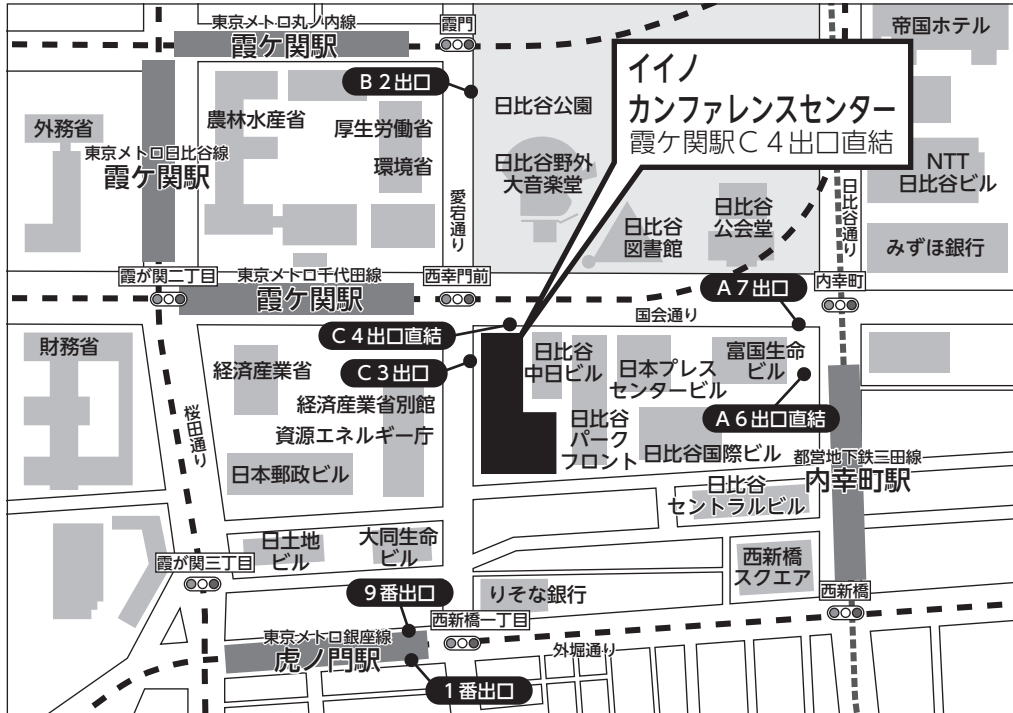
以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

イノカンファレンスセンター（飯野ビルディング4階）Room B

TEL 03-3506-3251



交通 東京メトロ 千代田線・日比谷線 霞ヶ関駅下車 C4出口直結・C3出口徒歩約1分
東京メトロ 丸ノ内線 霞ヶ関駅下車 B2出口徒歩約5分
東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅下車 9番・1番出口徒歩約3分
都営地下鉄 三田線 内幸町駅下車 A6出口直結徒歩約3分・A7出口徒歩約3分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。